主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人亀井秀雄の上告趣意について。

所論第一点は、採証違反に因る事実誤認の主張であり、また、同第二点は、量刑 不当の主張であるから、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四 一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月一日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	斎	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官